

精神障害のある人たちが利用する支援事業所における 就労移行に関する支障要因の検討

○ 岩手県立大学 山岡 由美 (6303)

キーワード：精神障害、就労移行、支障要因

1. 研究目的

これまでににおける精神障害のある人たちの就労希望調査を見ると、2008年度厚生労働省の就業実態調査での不就業者の就業希望は平均が62.3%であり、精神保健福祉手帳3級では75.0%が希望している。また、データは古いが全国精神障害者家族会連合会の1986年と1992年の実態調査では、ぜひ働きたい、出来れば働きたいという回答がどちらの調査でも6割を超えていた。さらに、2004年の大阪の精神科診療所に通院する統合失調症のある人たち994名を対象とした調査では、58.0%が仕事をしたいと希望している。

それぞれの調査の調査方法や対象は同一ではないが、そこに表れた数字から読み取れることは、多くの精神障害のある人たちが働くことを希望しているということである。

2011年10月1日現在における全国の障害福祉サービス等事業所の内、就労系の支援事業所は5386か所であり、利用実人数は10万人を超えている。しかし、就労への移行状況は、就労移行支援事業でも15.8%であり、実績のない所も多数存在する。さらには、支援事業所等にも結びついていないという指摘もある。

今後、引き続き精神障害のある人たちの就労希望は増加するものと考えられるが、就労を進めるための基盤整備は十分とはいえない。このことから、精神障害のある人たちが利用する支援事業所の就労支援活動の実際を把握し、その実際から就労に結びつきにくい要因（支障要因）について抽出すること。そして、支障要因を取り除くために必要な諸課題について明らかにし、精神障害のある人たちが利用する支援事業所における就労支援活動の方向性と制度上の課題を提示することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

WAM NET（ワムネット）での障害福祉サービス等事業所（以下、支援事業所という）をもとに検索し、精神障害のある人たちが利用している支援事業所の1,165か所を対象とした。（東日本大震災の影響を考慮し、宮城県と岩手県、福島県を除く44都道府県を対象範囲とした。）調査方法は、対象支援事業所へ郵送法にて実施し、多機能型で実施している支援事業所に対しては、アンケート用紙を複数部送付した。調査期間は、2011年9月7日～10月15日であり、調査項目は、職員、利用者の状況、就労支援の取り組み状況、実施している就労支援活動内容就労を進めていく上での阻害要因、独自の就労支援活動、就労実績につながっている支援内容等についてである。この中から就労支援に向けた活動を行う

上で、支障となっている（なっているであろう）要因についての回答結果について分析し、個人要因、内的要因、外的要因および制度との関連要因の4つの観点から検討を加えた。

3. 倫理的配慮

調査方法は、対象支援事業所へ郵送法にて無記名式で実施し、アンケート調査先が特定できないようにした。

4. 研究結果

民間企業への就労実績では、半数以上の支援事業所で実績が示され、年度を経るごとに増加しており、各支援事業所での取り組みの成果が徐々に表れてきていると考えられる。しかし、4割を超える支援事業所で実績が示されていない。550か所のうち、半数にあたる277か所（50.4%）において「職員の業務が多く、就労のための活動の時間が確保できない」ことが支障となっていると挙げられていた。次いで、「障害者雇用に対する企業の理解不足」が260か所（47.3%）、「不景気による影響」256か所（46.6%）であった。また、「その他」として、44か所の支援事業所から具体的な回答を得ることができた。内容については、利用者（家族）関連・支援事業所の状況・制度との関係・企業との関係・その他に分けて整理することが出来た。

5. 考察

障害の多様化や本人や家族の就労意欲が乏しいなどの利用者（家族）に関連する個人要因および就労に向けた活動を行う上で職員の業務が多く、就労のための活動時間が確保されない、授産活動に多くの時間をとっているといった支援事業所としての内的要因と不景気による影響、企業の絶対数の少なさ、企業の理解不足・偏見などという外的要因が示されたが、内的要因については、制度との関連および外的要因とも関連し合っている。

とりわけ制度との関連要因では、就労移行支援事業であっても、利用者の賃金（工賃）の確保と就労に向けた活動という側面が求められており、また、就労継続支援事業においても、就労に向けた活動が求められている。これは新体系移行以前からある矛盾であり、混在していた機能を分化していくといった目的が十分に達成されていないことが指摘できる。これを再度整理すると、「授産活動」・「日常定例業務」対「就労支援活動」という構図が依然存在しており、その解決のためには、それぞれの機能に応じた活動がすすめられるための人材の育成および財源的な基盤整備及び法整備が求められる。

本稿は、科学研究費助成金（学術研究助成基金助成金 挑戦的萌芽研究：課題番号23653160）の助成を受けたものである。